

## 甲府市廃棄物処理施設設置に関する指導要領

### (目的)

第1 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、廃棄物処理施設の設置等に関し、必要な事項を定めることにより、廃棄物の適正処理を推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 廃棄物処理施設 次のイからハに掲げる施設をいう。

イ 一般廃棄物処理施設 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設をいう。ただし、ハに掲げるもの及び排出事業者が設置するものを除く。

ロ 産業廃棄物処理施設 産業廃棄物の積替え保管を行うための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。ただし、ハに掲げるもの及び排出事業者が設置するものを除く。

ハ 縦覧等を要する廃棄物処理施設 政令第5条の2又は第7条の2に規定する施設をいう。

(2) 廃棄物処理施設の設置等 別表1に掲げる行為をいう。

(3) 事業者 廃棄物処理施設の設置等を計画している者をいう。

(4) 設置予定地 廃棄物処理施設の設置等の用に供される全ての筆をいう。ただし、同一筆内でその他の事業を営んでおり、廃棄物処理業を行う区画を明確に区分できる場合には、市長と協議の上、廃棄物処理業を行う区画のみを設置予定地とすることができる。

(5) 隣接市町村 設置予定地の境界と隣接する市町村をいう。

(6) 隣接地 公図上、設置予定地に接している筆をいう。ただし、設置予定地に接している筆のうち、別表2の左欄に該当する部分がある場合には、その部分の隣接地はそれぞれ同表の右欄に定める筆をいう。

(7) 地権者 土地の所有者をいう。ただし、所有者とは別に居住者又は耕作者など当該土地を利用する者が存する場合には、所有者が必要と認める範囲でその者を含む。

(8) 地元自治会等 関係市町村の長が合意形成が必要と認めた組、区、町内会又は自治会等の住民組織をいう。

(9) 水利権者等 関係市町村の長が合意形成が必要と認めた水利組合、漁業組合、その他組織をいう。

(10) 地域住民等 設置予定地及び隣接地の地権者、地元自治会等及び水利権者等をいう。

(11) 事業計画 別表3に掲げるものをいう。

### (市の責務)

第3 市は、廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全を図るため、法、政令並びにこの要領に基づき事業者に対し廃棄物処理施設の設置等に関し必要な指導、助言等を行うものとする。

(事業者の責務)

第4 事業者は、廃棄物処理施設の設置等に当たり、生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域住民等に対し、事業計画について正確かつ十分な情報を誠実に提供するものとする。

2 事業者は、この要領に基づく手続きを誠意を持って行うものとする。

(事業概要書の提出)

第5 事業者は、廃棄物処理施設の設置等を行おうとするときは、あらかじめ、事業概要書(様式第1号)を市長に提出し、その事業計画を説明するものとする。

2 事業概要書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地の公図の写し
- (3) 事業場内の配置図
- (4) 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (5) 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の計画書

3 市長は、事業概要書の提出があった場合には、事業者に対し、地元自治会等及び水利権者等の範囲を書面により指示するとともに、当該書面の写しを隣接市町村の長に送付するものとする。

4 市長は、事業者に対し、地元自治会等及び水利権者等の範囲を指示するに当たり、生活環境保全上の観点から、隣接市町村の長に意見を聴くことができるものとする。

5 市長は、第8の規定による地域住民への説明会において、必要に応じて隣接市町村の長に対し協力を依頼するものとする。

(事業概要書の周知)

第6 市長は、事業概要書の提出があった場合には、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 連絡先
- (3) 設置予定地の所在地
- (4) 処理する廃棄物の種類及び処理の方法
- (5) 事業開始予定年月日
- (6) 営業日及び営業時間
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(専門委員会の意見聴取)

第7 市長は、事業者から第2第1号ハに掲げる廃棄物処理施設の設置等に係る事業概要書の提出があった場合には、法第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定に基づき、甲府市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱により設置された専門委員会から意見を聴き、事業者に指導又は助言を行うものとする。

(住民説明会の開催)

第8 事業者は、地域住民等(この条においては、地元自治会等の区域に居住又は活動の拠点がある者を含む。)に対し、事業計画及び生活環境影響調査の計画(以下、「事業計画等」という。)に関する説明会を開催するものとする。

2 市長は、事業者又は地域住民等から要望があった場合には、その職員を説明会に立ち合わせるものとする。

3 事業者は、説明会において、地域住民等から事業計画等に関する要望があった場合には、できる限り事業計画等に反映させるものとする。

4 事業者は、前項の規定に基づき事業計画等を変更する場合にも、第9第1項の規定に基づき生活環境影響調査を行う前に、第13第3項の市長の確認を受けるものとする。

(生活環境影響調査)

第9 事業者は、第5第1項の規定に基づき事業概要書を提出し、又は第13第3項の規定に基づき確認を受けた生活環境影響調査の計画書に基づき調査を行うものとする。

2 事業者は、生活環境影響調査の結果を地域住民等へ報告するものとする。

(合意形成)

第10 事業者は、前条第2項の規定に基づく報告を行った後、地域住民等から、合意書を取得するものとする。

2 事業者は、地元住民から公害防止協定の締結を求められた場合には、誠意をもって応ずるものとする。

3 市長は、事業者が地域住民等の全ての者から合意書を取得できない場合であっても、その理由が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者による合意形成に向けた取り組みの状況を勘案して、事前協議の手続きを進めることができる。

(1) 合意書を取得できない理由が、廃棄物処理施設の設置等により具体的に予見される生活環境保全上の支障に関するものではないとき。

(2) その他市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

(事前協議書の提出)

第11 事業者は、前条第1項の規定に基づく合意形成の手続きを終了したときは、事前協議書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

2 事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 生活環境影響調査の結果書

(2) 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(3) 排ガス及び排水の処理系統図

(4) 設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地の公図の写し、土地の登記事項証明書(設置予定地の所有権がない場合は、当該土地の使用権原を証する書類)

(5) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

(6) 処理工程図

(7) 当該廃棄物処理施設の付近の見取図

(8) 住民説明会の実施状況報告書

(9) 合意書(議決書、総会議事録を含む。)の写し及び合意形成に関する経過説明書

(10) 公害防止協定書等その他市長が必要と認める書類

(隣接市町村の長の意見聴取)

第12 市長は、事前協議書の提出があつた場合には、当該事前協議書の副本並びに添付された書類及び図面を隣接市町村の長に送付し、生活環境保全上等の見地から意見を求めるものとする。

(事前協議完了前の変更)

第13 事業者は、事業概要書の提出から第15に規定する事前協議の完了までの間に、

事業計画等を変更する場合には、事前協議変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 事前協議変更届出書には、変更する内容を確認できる書類及び図面を添付するものとする。
- 3 市長は、事前協議変更届出書の提出があった場合には、その内容を確認し、当該事前協議変更届出書の副本並びに添付された書類及び図面を隣接市町村の長に送付するものとする。
- 4 第5第3項及び第4項並びに第6から前条までの規定を準用する。ただし、変更する内容及び当該変更前の手続きの状況に応じ市長が適当と認めるときは、第5第3項及び第4項並びに第6から前条までの規定による手続きの全部又は一部を省略することができる。

（事前協議手続きの進捗状況の報告及び手続きの取り下げ）

第14 事業者は、事業概要書の提出から一年以上の日数を経過しても事前協議書を提出できない場合には、毎年度5月31日までに、事前協議経過報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、事前協議経過報告書の提出があった場合には、当該事前協議経過報告書の副本を隣接市町村の長に送付するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、事前協議の取り下げを求めることができる。

(1) 事業者が、第1項に規定する報告をしなかったとき。

(2) 事前協議経過報告書の内容から、事前協議の完了に向けた取り組みが行われていないと認めたとき。

（事前協議の完了）

第15 市長は、事前協議書の内容を審査し、その結果を事業者及び隣接市町村の長に通知するものとする。

（事前協議手続きの省略）

第16 事業者は、別表4に掲げる廃棄物処理施設の設置等を行う場合において市長の承認を受けたときは、第5から前条までに規定する手続きを省略することができる。

2 事業者は、事前協議手続きを省略することの承認を受けようとするときは、事前協議省略申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

3 事前協議省略申請書には、第5第2項(1)から(4)までの書類及び図面を添付するものとする。

4 事業者は、別表4の第4号、第5号又は第10号に掲げる行為（以下「譲受等」という。）以外の行為について第2項に規定する申請書を提出する場合には、あらかじめ生活環境影響調査を実施し、その結果を添付するものとする。

5 市長は、第2項に規定する申請書の提出があった場合には、事前協議手続きの省略の可否を審査し、その結果を事業者及び隣接市町村の長に通知するものとする。

6 事業者は、譲受等に係る事前協議手続きを省略することの承認を受けたときは、次項で準用する第5第3項の規定で指示された地元自治会等及び水利権者等に譲受等を行うことの周知を図るものとする。

7 第5第3項及び第4項の規定は、譲受等に係る事前協議省略申請書の提出について準用する。

（適用除外）

第17 市長は、次のいずれかに該当する場合には、この要領を適用しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらの者が出資して設立した法人が廃棄物処理施設の設置等を行う場合
- (2) 山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の実施に関しポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理のために廃棄物処理施設の設置等を行う場合
- (3) 省令第10条の3第2号の規定による指定を受けようとする者が、産業廃棄物が排出された現場において当該廃棄物を再生処理するために廃棄物処理施設の設置等を行う場合
- (4) 法第15条の4の3に規定する広域認定を受けて廃棄物処理施設の設置等を行う場合

(書類の提出)

第18 この要領により、事業者が市長に提出する書類は、正本1通及び副本1通（第5第1項の規定する事業概要書及び第16第1項に規定する事前協議省略申請書については、正本1通）とし、隣接市町村がある場合は、当該隣接市町村の数に1を加えた部数とする。

(その他)

第19 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。

別表1（第2第2号）

廃棄物処理施設の設置等の対象となる行為

- 1 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る申請
- 2 法第9条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可に係る申請
- 3 法第9条第3項に規定する一般廃棄物処理施設の軽微変更等のうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 処理する一般廃棄物の種類を追加するもの
  - (2) 施設の能力を増大するもの
  - (3) 廃棄物の搬入及び搬出の時間（変更前の範囲内で時間を短縮する場合を除く。）及び方法に関する事項を変更するもの
- 4 法第9条の5第1項に規定する一般廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受けの許可に係る申請
- 5 法第9条の6第1項に規定する一般廃棄物処理施設の合併及び分割の許可に係る申請
- 6 法第14条第1項に規定する産業廃棄物収集運搬業又は第14条の4第1項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に係る申請（積替え保管施設を新たに設置するものに限る。）
- 7 法第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業又は第14条の4第6項に規定する特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る申請（新たに許可を受けるものに限る。）
- 8 法第14条の2第1項に規定する産業廃棄物処理業の変更の許可又は第14条の5第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理業の変更の許可に係る申請（収集運搬業者が産業廃棄物の種類を追加する内容の変更の許可であって、その産業廃棄物の積替え保管を行わないものを除く。）
- 9 法第14条の2第3項に規定する産業廃棄物処理業の変更又は第14条の5第3項に規定する特別管理産業廃棄物処理業の変更のうち、次のいずれかに該当するもの（保管施設を有しないものを除く。）
  - (1) 事業場の所在地を変更するもの（事業場の面積を増加しないものを除く。）
  - (2) 施設（同一の位置で同一の施設（縦覧等を要する廃棄物処理施設を除く。）に入れ替えるもの又は運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模を変更するもの
  - (3) 保管する産業廃棄物の種類を追加するもの
- 10 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る申請
- 11 法第15条の2の6第1項に規定する産業廃棄物処理施設の変更の許可に係る申請
- 12 法第15条の2の6第3項に規定する産業廃棄物処理施設の軽微変更等のうち、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 処理する産業廃棄物の種類を追加するもの
  - (2) 施設の能力が増大するもの
  - (3) 廃棄物の搬入及び搬出の時間（変更前の範囲内で時間を短縮する場合を除く。）及び方法に関する事項を変更するもの
- 13 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項に規定する産業廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受け、法第9条の6第1項に規定する産業廃棄物処理施設の合併及び分割の認可に係る申請
- 14 規則第9条第1項第2号（保管施設を有しないものを除く。）又は第10条の3第2号に規定する再生利用業の指定に係る申請

別表 2 (第 2 第 6 号)

隣接地

<p>1 設置予定地に隣して 4 m 未満の道路又は水路等 (以下「公用隣接地」という。) がある場合</p>	<p>公用隣接地に接する筆 (ただし、設置予定地と公用隣接地との境界線からの最短距離が 4 m 未満である場合に限る。)</p>
<p>2 設置予定地に隣する筆 (以下「関係人隣接地」という。) の地権者が、事業者 (事業者が法人の場合にあつては、役員、発行済株式総数の 5 % 以上の株式を有する株主、出資の額の 5 % 以上の額に相当する出資をしている者及び令第 6 条の 10 で定める使用人を含む。) 又は設置予定地の地権者である場合</p>	<p>関係人隣接地及び関係人隣接地に接する筆 (設置予定地から関係人隣接地に接する筆 (設置予定地を除く。) までの距離が 20 m 未満である場合に限る。)</p>

別表 3 (第 2 第 11 号)

事業計画

<p>1 廃棄物処理施設の種類の種類 (廃棄物最終処分場、廃棄物焼却施設、破碎施設、脱水施設等)</p> <p>2 処理する廃棄物の種類</p> <p>3 設置予定場所・面積</p> <p>4 廃棄物処理施設の能力 (積替え保管施設にあつては、面積及び容量)</p> <p>5 廃棄物処理施設の設備及び概要</p> <p>6 排ガスの処理方法 (廃棄物の処理に伴い排ガスが発生する場合に限る。)</p> <p>7 排水の処理方法 (廃棄物の処理に伴い排水が発生する場合に限る。)</p> <p>8 放流水の水質、水量、放流方法及び放流先の概況 (廃棄物の処理に伴い排水が発生する場合に限る。)</p> <p>9 処理後の残さの処理方法</p> <p>10 跡地利用方法 (廃棄物最終処分場の場合に限る。)</p> <p>11 事業開始予定年月日</p> <p>12 廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する事項</p> <p>13 営業日及び営業時間</p>
---

別表4（第16第1項）

事前協議省略申請の対象となる行為

次の各号に掲げる行為であって、生活環境への負荷が増大しないものに限る。

- 1 別表1第1号に規定するもの（施設を入れ替える場合に限る。）
- 2 別表1第2号に規定するもの
- 3 別表1第3号に規定するもの
- 4 別表1第4号に規定するもの
- 5 別表1第5号に規定するもの
- 6 別表1第9号(2)に規定するもの
- 7 別表1第10号に規定するもの（施設を入れ替える場合に限る。）
- 8 別表1第11号に規定するもの
- 9 別表1第12号に規定するもの
- 10 別表1第13号に規定するもの
- 11 その他市長が認めるもの